

## 議案第 83 号

上越市ガス供給条例の一部改正について

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市ガス供給条例（平成 28 年上越市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 27 号を第 30 号とし、第 26 号を第 29 号とし、第 25 号の次に次の 3 号を加える。

- (26) 附帯契約 ガスの小売供給契約に附帯して締結する契約をいう。
- (27) カーボンニュートラル化対象ガス 天然ガスの採掘から燃焼までの工程で発生する温室効果ガスについて、カーボンクレジットにより相殺し、天然ガスを使用しても二酸化炭素が発生しないとみなされるガスをいう。
- (28) カーボンクレジット 温室効果ガスの排出削減又は吸収活動により減少した温室効果ガスを定量化し、排出権として取引可能にしたものをいう。

第 12 条を次のように改める。

（附帯契約）

第 12 条 本市は、管理者が別に定める要件を満たす場合は、規程で定めるところにより、附帯契約を締結し、前 2 条の規定により算定した料金から割り引いた料金によりガスを供給することができる。

2 本市は、管理者が別に定める要件を満たす場合は、規程で定めるところにより、附帯契約を締結し、管理者が別に定める料金によりカーボンニュートラル化対象ガスを供給することができる。

第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項中「第 2 条第 26 号」を「第 2 条第 29 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市ガス供給条例の規定は、この条例の施行の日以後に附帯契約を締結する者について適用し、同日前に附帯契約を締結した者については、なお従前の例による。